(平成17年4月1日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、私立幼稚園の施設の耐震診断又は耐震設計に要する費用に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 私立幼稚園施設 私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人が、学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条第1項の規定による認可を受けて本市の区域内に設置する幼稚園の園舎で、木造以外の構造であり、かつ、昭和56年5月31日以前に建築され、又は工事に着手したものをいう。
 - (2) 耐震診断 市長が別に定める方法により行う私立幼稚園施設の地震に対する安全性 の評価をいう。
 - (3) 耐震設計 耐震診断の結果に基づく私立幼稚園施設の耐震補強計画をいう。 (補助金の交付)
- 第3条 補助金は、私立幼稚園施設の耐震診断又は耐震設計を行う学校法人で、市税を完 納しているものに対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に定めるところによる。

(適用除外)

第5条 市長は、過去にこの要綱に規定する補助金又は金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱(平成16年告示第61号)に規定する補助金の交付の対象となった私立幼稚園施設の耐震診断又は耐震設計については、当該耐震診断又は耐震設計に係る補助金を交付しない。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行し、同日以後に行う私立幼稚園施設の耐震診断 又は耐震設計について適用する。

別表(第4条関係)

X	分	補助金の額
耐震診断		耐震診断に要する費用の3分の2に相当する額
		(この額に10,000円未満の端数があるときは、これを
		切り捨てた額)とする。
耐震設計		耐震設計に要する費用の3分の2に相当する額
		(この額に10,000円未満の端数があるときは、これを
		切り捨てた額)とする。